

# 令和4年度 官公需確保対策地方推進協議会資料

令和4年11月17日  
長崎県



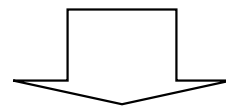
令和3年度長崎県官公需発注実績

- 契約総額 約1,185億9,907万円
- うち中小企業契約額 約1,089億751万円(91.8%)

県における中小事業者向け契約比率の推移

(単位：%)

年 度	長崎県		国、公団等	
	目 標	実 績	目 標	実 績
R1	89.5	91.6	55.1	54.1
R2	92.0	90.1	60.0	55.5
R3	92.0	91.8	61.0	



長崎県の「令和4年度 中小事業者向け契約比率目標」は92.0%に設定

# 長崎県の過去の目標比率等推移

年 度	長崎県		国、公団等	
	目 標	実 績	目 標	実 績
H元	80.0	83.5	39.9	38.6
H2	80.0	89.2	39.8	37.4
H3	80.0	84.6	39.8	37.3
H4	82.7	81.8	39.9	37.7
H5	82.7	81.6	39.9	38.7
H6	82.7	81.3	39.9	38.5
H7	82.7	84.1	39.9	37.9
H8	82.7	85.0	39.9	39.6
H9	83.0	80.8	39.9	40.9
H10	83.0	80.9	41.3	41.5
H11	83.0	78.1	41.6	42.5
H12	83.0	85.6	44.1	44.5
H13	83.0	77.1	45.1	45.1
H14	83.0	72.9	45.2	46.1
H15	83.0	78.8	45.3	46.5
H16	83.0	82.6	45.7	46.6
H17	83.0	88.0	46.7	46.9

年 度	長崎県		国、公団等	
	目 標	実 績	目 標	実 績
H18	83.0	84.1	47.9	47.5
H19	83.0	67.3	50.1	47.8
H20	83.0	82.0	51.0	46.1
H21	85.0	92.3	52.4	53.1
H22	86.0	89.2	56.2	52.4
H23	87.0	90.3	56.2	52.7
H24	88.0	91.2	56.3	53.5
H25	88.5	88.1	56.6	53.7
H26	88.5	84.4	56.7	52.8
H27	88.5	90.3	54.7	51.1
H28	89.0	82.0	55.1	51.8
H29	89.0	76.6	55.1	51.0
H30	89.0	89.9	55.1	51.2
R元	89.5	91.6	55.1	54.1
R2	92.0	90.1	60.0	55.5
R3	92.0	91.8	61.0	
R4	92.0		61.0	

(単位：%)

# 県内製品・県産品の優先使用等基本方針

## 県内製品・県産品の優先使用等基本方針

平成13年5月18日  
長崎県経済活性化推進本部決定

県内需要の創出による景気の維持・拡大を図り、経済の活性化を促進する観点から、「県内製品・県産品の優先使用等基本方針」を定め、県内製品・県産品の優先使用及び県内企業への優先発注（以下、「県内製品・県産品の優先使用等」という。）について強力に推進する。

### 記

#### 1 官公需における県内製品・県産品の優先使用等の推進

##### (1) 県発注の公共工事等について県内企業への優先発注

公共工事については、特殊な工法及び高度な技術を要する事業を除いて県内企業へ優先的に発注するほか、元請事業者に対し県内企業の活用を要請する。高度な技術を要する事業については、共同企業体方式により可能な限り、県内企業の受注機会の確保を図る。

また、公共工事以外のシステム開発、調査等の県発注の委託事業についても可能な限り県内企業を活用する。

##### (2) 県が所有する船舶や海洋構造物について県内中小造船所等への優先発注

県所有船舶や浮桟橋等の建造建設・検査・修理について県内中小造船所等へ優先発注する。

##### (3) 県発注の公共工事における県内製品・県産品の優先使用

県発注の公共工事について、特記仕様書に「県産品資材の優先使用」を明記するなど、県内製品・県産品の優先使用を推進する。

県内企業が製造販売するリサイクル製品、環境・景観配慮型製品、バリアフリー対応製品等について基本単価一覧表に掲載し、パイロット事業で積極的に取り組んでいく。

##### (4) 県の庁用物品等における県内製品・県産品の優先使用

庁用物品等の調達にあたって、県内製品・県産品を優先する。とくに、6月及び11月は県産品愛用運動推進強調月間として定めており、関係部局は連携しながら庁内に積極的に働きかける。

##### (5) 国の機関、自衛隊、米軍及び市町村に対する要請

県以外の官公署等に対しても、本方針の趣旨に基づき協力を要請する。

#### 2 民需における県内製品・県産品の優先使用等の推進

##### (1) 県内建設業関係団体に県内製品・県産品の優先使用等の要請

県内建設業関係団体に対し、資材の購入や下請発注について県内製品・県産品及び県内企業の活用について要請する。

##### (2) ホテル、レストラン及び誘致企業等の大口需要家に対する県内製品・県産品の優先使用の要請

民需においても実施効果が大きいホテル、レストラン及び誘致企業等の大口需要家に対して県内製品・県産品の優先使用を要請する。

#### 3 推進体制の強化

##### (1) 長崎県経済雇用対策本部会議による推進

全庁的な対策本部会議により各部局での取り組みを一元的に把握・整理し、進捗管理を行う。

##### (2) 県及び市町村の発注担当課に対する県内企業開発製品の説明会開催

県及び市町村の発注担当課に対して、定例的に県内企業が開発した製品の説明会を開催し、販売促進の機会を確保する。

# 推進体制の強化

4 産 政 第 5 5 号  
令和 4 年 7 月 8 日

各市町長 様

長崎県経済雇用対策本部長  
長崎県知事 大石 賢吾

## 県内製品・県産品の優先使用等について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、県政の推進につきまして、日頃よりご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県においては、県内需要の創出による景気の維持・拡大を図り、経済の活性化を促進する観点から、別紙のとおり基本方針を定め、県内製品・県産品の優先使用及び県内企業への優先発注について全庁的に取り組んでいるところであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により県内の企業・事業者は大きな影響を受けていることから、貴市町におかれましても、この方針の趣旨をご理解いただき、今年度も引き続き県内製品・県産品の優先使用及び県内企業への優先発注について例年にも増して積極的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

(添付文書)

- 県内製品・県産品の優先使用等基本方針

【連絡先】 長崎県経済雇用対策本部  
事務局 長崎県産業労働部産業政策課  
担 当 小谷  
TEL 095-895-2614 (ダイヤルイン)

4 産 政 第 5 5 号  
令和 4 年 7 月 8 日

各商工会議所 会頭 様  
長崎県商工会連合会 会長 様  
長崎県中小企業団体中央会 会長 様  
長崎県産業振興財団 理事長 様

長崎県経済雇用対策本部長  
長崎県知事 大石 賢吾

## 県内製品・県産品の優先使用等について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、県政の推進につきまして、日頃よりご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県においては、県内需要の創出による景気の維持・拡大を図り、経済の活性化を促進する観点から、別紙のとおり基本方針を定め、県内製品・県産品の優先使用及び県内企業への優先発注について全庁的に取り組んでいるところであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により県内の企業・事業者は大きな影響を受けていることから、貴団体におかれましても、この方針の趣旨をご理解いただき、今年度も引き続き県内製品・県産品の優先使用及び県内企業への優先発注について例年にも増して積極的に取り組んでいただくとともに、傘下の会員、企業に対しても周知、協力のご要請方お願いいたします。

記

(添付文書)

- 県内製品・県産品の優先使用等基本方針

【連絡先】 長崎県経済雇用対策本部  
事務局 長崎県産業労働部産業政策課  
担 当 小谷  
TEL 095-895-2614 (ダイヤルイン)

本県の官公需適格組合（令和4年6月30日時点）

組合名称	区分	受注品目	証明年月日
長崎県石油協同組合	物品	石油製品	R元・7・28
長崎県北生コン協同組合	物品	生コンクリート製造業	R元・11・28
長崎市管工業協同組合	物品	管工事	R3・2・17
佐世保市管工事協同組合	工事	建設業（管工事等）	R2・12・24

長崎県建設工事入札参加者格付要綱（最終改正 令和3年3月29日2監第256号）  
<https://kensaibo.sakura.ne.jp/pdf/nagasakiennyuusatusannka.pdf>

長崎県建設工事入札参加者格付要綱（抜粋）

第3条

3 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に規定する官公需適格組合として資格審査を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について（昭和50年11月10日建設省厚発第473号事務次官通知）に定めるところにより、入札参加資格審査申請書を知事に提出することができる。

ご清聴ありがとうございました。